

議題(1) 「合併に関する基本的な事項」の 協議内容及び協議順について

1 基本項目

合併の方式に関する事	．．．．．	P 2
合併の期日に関する事	．．．．．	P 4
新市の名称に関する事	．．．．．	P 5
新市の事務所の位置に関する事	．．．．．	P 6

2 法による特例項目

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事	．．．．．	P 7
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事	．．	P 1 1
地方税の取扱いに関する事	．．．．．	P 1 3
一般職の職員の身分の取扱いに関する事	．．．．．	P 1 4
地域審議会の取扱いに関する事	．．．．．	P 1 5

3 その他

財産の取扱いに関する事	．．．．．	P 1 6
特別職の身分の取扱いに関する事	．．．．．	P 1 7
組織機構及び支所に関する事	．．．．．	P 1 8
条例・規則等の取扱いに関する事	．．．．．	P 1 9
一部事務組合等の取扱いに関する事	．．．．．	P 2 0
使用料・手数料等の取扱いに関する事	．．．．．	P 2 1
公共的団体等の取扱いに関する事	．．．．．	P 2 2
町名・字名の取扱いに関する事	．．．．．	P 2 3
各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する事	．．．．	P 2 4
慣行の取扱いに関する事	．．．．．	P 2 5

1 基本項目

① 合併の方式に関すること

「新設合併」と「編入合併」

Q 市町村合併は、その形態により新設合併と編入合併の二つに分けられるようですが、どのような違いがあるのですか。

A 市町村の合併はその形態により「新設合併」と「編入合併」の二つに分けられ、「新設合併」は2つ以上の市町村をもって新しい市町村を設置することで、必ず市町村の法人格の消滅と新しい法人格の発生を伴うものです。

「編入合併」はある市町村の区域を他の市町村に編入することで、合併後も編入する市町村の法人格はそのまま存続するものです。

このように、合併の形態によって法人格の発生・消滅の態様が異なることとなるため、新設合併と編入合併とでは、いろいろな制度上の取扱いも大きく異なってきます。

主なものとしては、次項（2頁）の表1のような項目が挙げられます。

なお、平成3年4月1日以降で17件の合併が行われていますが、その内訳は、新設合併8件、編入合併9件となっています。

平成3年4月1日以降の合併の状況

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名（合併前国勢調査人口 H2～H12）	合併形態
3年4月1日	北上市（岩手県）	北上市(58,779人)、和賀町(14,777人)、江釣子村(9,346人)	H2 新設
3年5月1日	浜松市（静岡県）	浜松市(534,620人)、可美村(13,255人)	H2 編入
4年3月3日	水戸市（茨城県）	水戸市(234,968人)、常澄村(10,557人)	H2 編入
4年4月1日	盛岡市（岩手県）	盛岡市(235,434人)、都南村(43,063人)	H2 編入
5年7月1日	飯田市（長野県）	飯田市(91,859人)、上郷町(14,636人)	H2 編入
6年11月1日	ひたちなか市 （茨城県）	勝田市(109,825人)、那珂湊市(32,577人)	H2 新設
7年9月1日	鹿嶋市（茨城県）	鹿島町(45,227人)、大野村(13,865人)	H2 編入
7年9月1日	あきる野市 （東京都）	秋川市(50,387人)、五日市町(21,553人)	H2 新設
11年4月1日	篠山市（兵庫県）	篠山町(22,229人)、西紀町(4,125人)、丹南町(14,503人)、今田町(3,895人)	H7 新設
13年1月1日	新潟市（新潟県）	新潟市(501,431人)、黒埼町(25,893人)	H12 編入
13年1月21日	西東京市（東京都）	田無市(78,165人)、保谷市(102,720人)	H12 新設
13年4月1日	潮来市（茨城県）	潮来町(25,841人)、牛堀町(6,103人)	H12 編入
13年5月1日	さいたま市 （埼玉県）	浦和市(484,845人)、大宮市(456,271人)、与野市(82,937人)	H12 新設
13年11月15日	大船渡市（岩手県）	大船渡市(36,570人)、三陸町(8,590人)	H12 編入
14年4月1日	さぬき市（香川県）	津田町(8,370人)、大川町(6,977人)、志度町(22,939人)、寒川町(6,041人)、長尾町(13,445人)	H12 新設
14年4月1日	久米島町（沖縄県）	仲里村(5,122人)、具志川村(4,237人)	H12 新設
14年11月1日	つくば市（茨城県）	つくば市(165,978人)、荃崎町(25,836人)	H12 編入

表1 新設合併と編入合併の比較

		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		すべての市町村の法人格が消滅し、新たに1つの法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		すべての合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	すべての合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。 （合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。
農業委員会の委員	原則	すべての合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。
	（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合） 特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		すべての合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		すべての合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される（消滅する）市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		すべての合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。 （合併に伴い必要な改正を行う。）

（注1） 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

（注2） 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

② 合併の期日に関すること

合併の期日

Q 合併の期日を協議する上で留意する事項は何ですか。

A 合併の期日も合併の基本事項です。期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的事業との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものでしょう。

合併協議会で合併の期日を協議するに際しては、単に「早い、遅い」の議論に終始しないためにも以下の観点について整理又は比較検討した上で方針決定する必要があります。

(1) 合併の「年」に関する主な検討の視点

市町村の合併の特例に関する法律の期限（平成17年3月末まで）

市町村長、議会議員の改選時期

合併協議の進捗状況、スケジュール

合併に係る手続きの期間、合併に向けた電算の統合・条例等の整備・組織体制整備などの準備期間

(2) 合併の「月日」に関する主な検討の視点

合併後の市町村長、議会議員の選挙日程又は議会議員の在任特例

合併後の新市町村における予算編成

(現年度の暫定予算、新体制での新年度予算編成などのスケジュールに留意)

統合する電算システムのスムーズな稼働スケジュール

先進例では、最終的なシステムチェックなどスムーズな稼働を行うため休日後に合併期日を定める例が見られる。

住民の異動時期

(住民の異動が集中すると見込まれる時期に合併に伴う事務が対応可能か)

行政全般の業務繁忙期

(業務が集中すると見込まれる時期に合併に伴う事務が対応可能か)

③ 新市の名称に関すること

新市町村の名称

Q 合併後の市町村名はどうなるのですか。

A 新設合併の場合は、合併関係市町村すべての法人格が消滅するので、新たに制定しなければなりません。編入合併の場合は、編入市町村の名称となります。ただし、新設合併の場合に合併関係市町村と同じ名称を使うことも可能ですし、編入合併の場合も、新たに名称を制定することができます。

なお、新設合併の場合や町村が編入合併により市となる場合には廃置分合の処分の際に名称が合わせて決定されるので、特段の手続きは不要ですが、これ以外の編入合併に伴い市町村の名称を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例でこれを定める必要があります。

平成3年4月1日以降に合併した市町村を「新設合併」「編入合併」に分類しました。（1項の表を新設・編入に再分類）

新設合併の名称の例

新市町村名	合併関係市町村名	名称決定の特徴
北上市（岩手県）	北上市、和賀町、江釣子村	北上を使用
ひたちなか市（茨城県）	勝田市、那珂湊市	新しい名称
あきる野市（東京都）	秋川市、五日市町	新しい名称
篠山市（兵庫県）	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	篠山を使用
西東京市（東京都）	田無市、保谷市	新しい名称
さいたま市（埼玉県）	浦和市、大宮市、与野市	新しい名称
さぬき市（香川県）	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新しい名称
久米島町（沖縄県）	仲里村、具志川村	新しい名称

編入合併の名称の例

新市町村名	編入する市町村名	編入された市町村名	名称決定の特徴
浜松市（静岡県）	浜松市	可美村	同じ名称
水戸市（茨城県）	水戸市	常澄村	同じ名称
盛岡市（岩手県）	盛岡市	都南村	同じ名称
飯田市（長野県）	飯田市	上郷町	同じ名称
鹿嶋市（茨城県）	鹿島町	大野村	鹿嶋に変更
新潟市（新潟県）	新潟市	黒埼町	同じ名称
潮来市（茨城県）	潮来町	牛堀町	同じ名称
大船渡市（岩手県）	大船渡市	三陸町	同じ名称
つくば市（茨城県）	つくば市	荃崎町	同じ名称

④ 新市の事務所の位置に関すること

新市の事務所の位置

Q 事務所の位置は、どのように決定するのですか。

A 新設合併の場合は、新たに制定することになり、編入合併の場合は、通常編入する市町村の事務所の位置となります。

なお、事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない（同条第1項）、この場合、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならないとされています。

【例】

篠山市

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

西東京市

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

合併の従来の考え方からは事務所の位置が新市町村の中心であり、当該地域を核に商工業も栄えると認識されがちであったことから、昭和の大合併では事務所の位置の調整がつかずに合併そのものが流れてしまった事例も多かったようです。

しかしながら、現代では交通網・交通手段が発達し、また今後情報化社会がいつそう進展することを考えれば、必ずしも事務所の位置が新市町村の中心となるととらえる必要はなく、また実情としても地域経済の動向等がこれと連動しない場合も多くなっています。したがって、地方自治法第4条第2項の規程に留意しつつ、もっぱら機能的・効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定すべきであると考えます。

2 法による特例項目

⑥ 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること i

議会の議員の定数及び任期の特例

Q 合併後の議員の数はどうなるのですか。

A 新設合併の場合は、原則として合併関係市町村の議会議員全員が失職することになり、合併後の法定数による設置選挙を行うこととなります。

編入合併の場合の原則は、編入する市町村の議会議員が在任し、編入される（消滅する）市町村の議会議員は失職します。

ただし、編入合併による著しい人口増の場合は、増員選挙を行うこととなります。

市議会議員の定数（地方自治法第91条第1項）減数条例により定数削減可能

・人口5万人未満	26人
・人口5万人以上15万人未満	30人
・人口15万人以上20万人未満	34人
・人口20万人以上30万人未満	38人
・人口30万人以上50万人未満	46人
・人口50万人以上90万人未満	56人
・人口90万人以上	50万人を超える数が40万人を増すごと8人増 (最大96人)

合併特例法では、消滅する市町村の議員数が激変することが合併の障害にならないように、定数特例、在任特例を設けています。

【現行合併特例法の合併事例における議員の定数・任期の取扱い】 平成13年9月現在での数値

	適用せず	定数特例	在任特例	計
新設合併	1	0	40	41
編入合併	32	45	34	111
計	33	45	74	152

* 編入合併の「適用せず」には、政令市の場合の「適用なし」の2事例を含む。

特例を適用しなかった例としては、水戸市と常澄村の合併（平成4年3月、編入合併）、熊本市と北部町、河内町、飽田町、天明町の各合併（平成3年2月、編入合併）等があります。

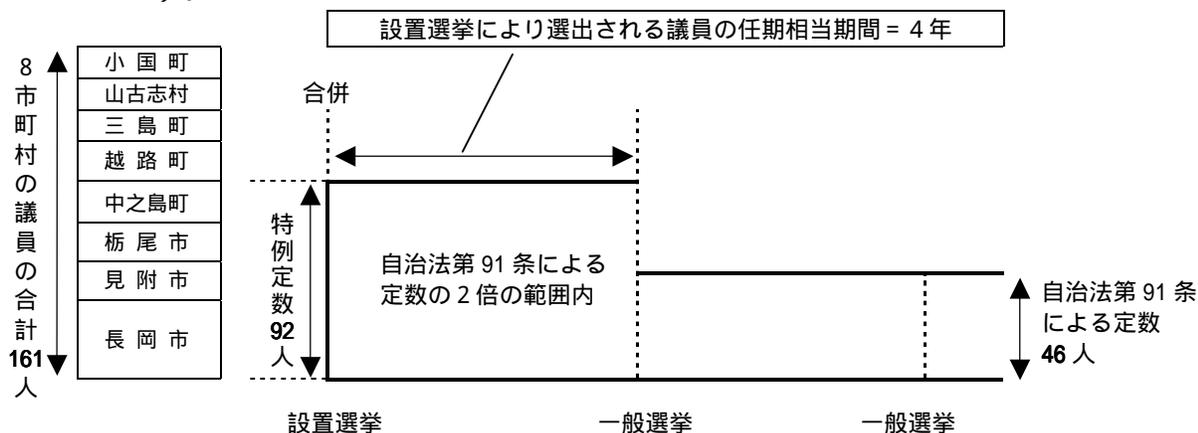
⑥ 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること ii

新設合併の特例

合併特例法上の新設合併の特例は、次の通りです。

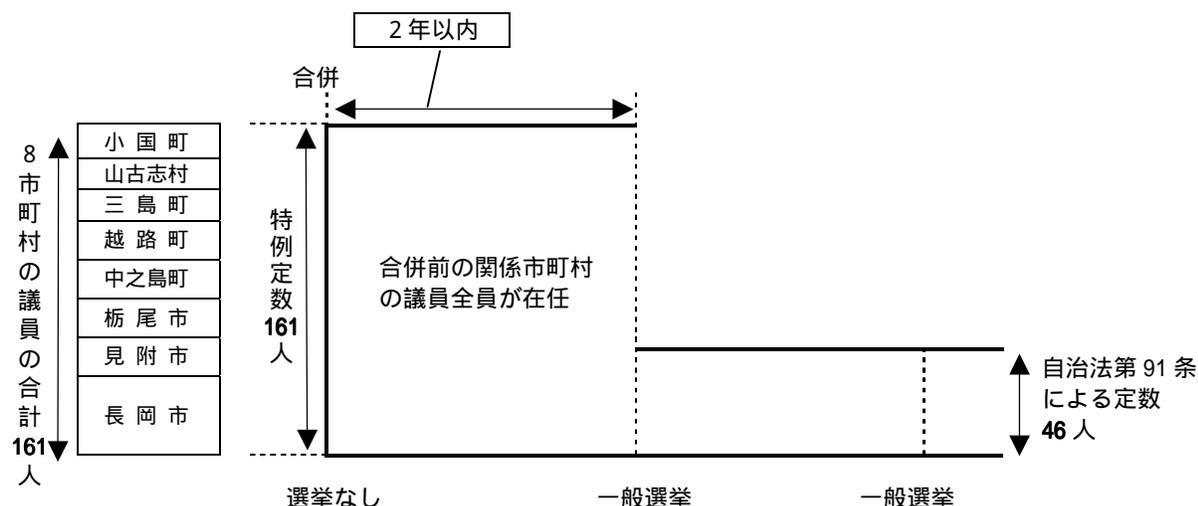
定数特例

設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができます(合併特例法第6条第1項)。



在任特例

合併関係市町村の議会で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる場合は、最長2年間在任できます(合併特例法第7条第1項第1号)。



【例】

あきる野市

平成7年9月

合併

在任特例により秋川市18名、五日市町18名の議員全員が在任

平成9年6月

一般選挙

1年10ヶ月後に定数26名で一般選挙(法定定数は36名)

⑥ 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること iii

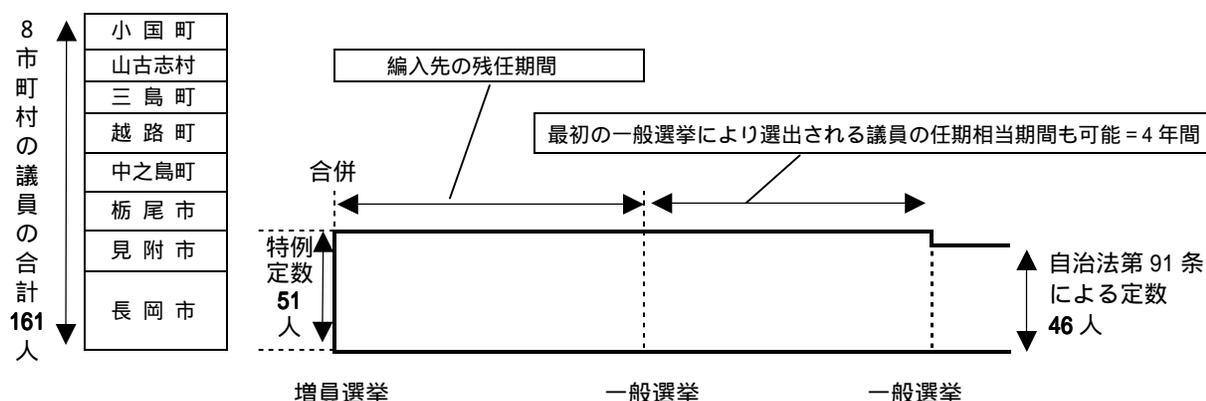
編入合併の特例 その1

合併特例法上の編入合併の特例は、次の通りです。

定数特例

合併後の増員選挙(旧市町村の区域で選挙区を設けて増員すること)において、編入合併特例定数を採ることができ(合併特例法第6条第2項)、さらに、増員選挙後に続く最初の一般選挙(旧市町村の区域で選挙区を設けることが必要)においても、この特例定数を採ることができます(同条第5項)。

仮に長岡市への編入合併となった場合



【例】

飯田市

平成5年7月 合併
8月 旧上郷町区域で定員5名の増員選挙(31名 36名)
平成9年4月 一般選挙
3年9ヶ月後に定数31名で一般選挙(法定定数は36名)

特例定数の内訳

区分	平成12年国勢調査人口	特例定数	備考
長岡市	193,414	33	次期任期まで継続在職(33人)
見附市	43,520	7	合併時に旧7市町村ごとの選挙区を設け、左の特例定数で増員選挙を実施(18人) 旧市町村ごとの特例定数 = 長岡市の定数 × (編入される市町村の人口 / 長岡市の人口) 端数は四捨五入し、1未満は1とする
栃尾市	24,705	4	
中之島町	12,804	2	
越路町	14,271	2	
三島町	7,618	1	
山古志村	2,222	1	
小国町	7,389	1	
合計	305,943	51	

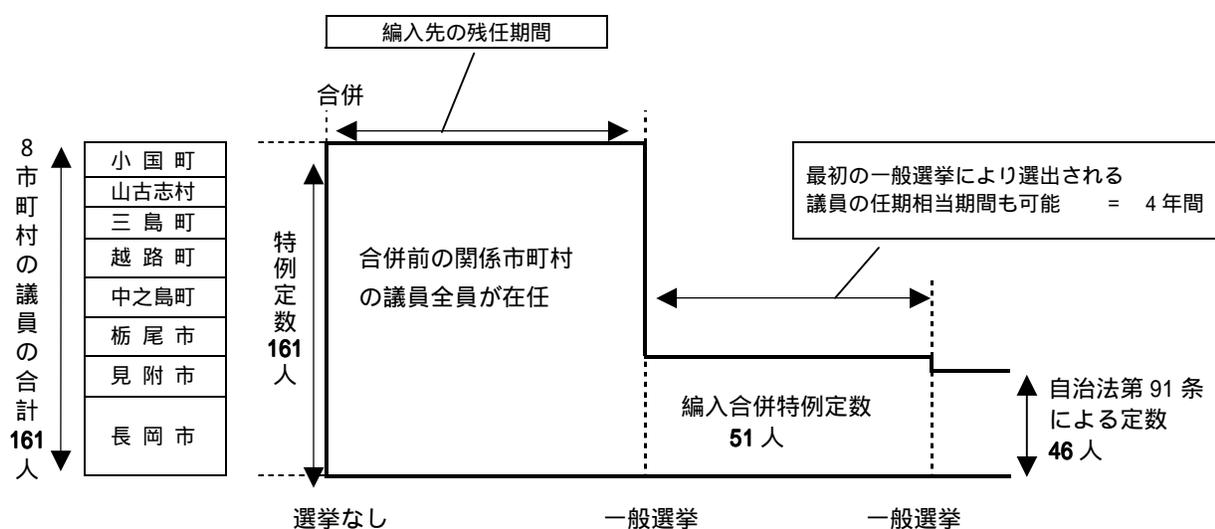
⑥ 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること iv

編入合併の特例 その2

在任特例等

編入される合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する合併関係市町村の議会の議員の在任期間だけ存在でき（在任特例：合併特例法第7条第1項第2号）、さらに合併後最初の一般選挙においても編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、編入合併特例定数で定数増を行うことができます（定数特例：同条第3項）。

仮に長岡市への編入合併となった場合



【例】

鹿嶋市

平成7年9月

合併

在任特例により鹿島町26名、大野村17名の議員全員が在任

平成11年4月

一般選挙

3年8ヶ月後に定数30名で一般選挙（法定定数は36名）

⑦ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること

農業委員会の委員の定数及び任期の特例

Q 合併後の農業委員会の組織、定数及び任期等はどのようになりますか。

A 農業委員会の設置の原則及び特例は、次のとおりです。

(原則) 農業委員会は、必置の行政機関であり、1自治体1農業委員会が原則です。

(特例) 区域が大きい自治体(区域面積24,000ha超、又は農地面積7,000ha超)にあつては、区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができます。

《参考：長岡地域8市町村の区域面積80,873ha、農地面積15,814ha》

市町村合併に当たっては、上記のとおり1つの農業委員会を置くことが原則となりますが、新設合併、編入合併のいずれかの場合に応じて、農業委員会の設置数や選挙委員・選任委員の選出方法、定数、任期等について関係法令で様々な特例をとることができるかとされています。

〔新設合併の場合〕

表2 市町村合併に伴う農業委員会の取扱い：「新設合併」の場合 参照

〔編入合併の場合〕

表3 市町村合併に伴う農業委員会の取扱い：「編入合併」の場合 参照

【例】

新潟市

合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在の両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。その後の取扱いについては、一体性の確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。

西東京市

新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

表2 市町村合併に伴う農業委員会の取扱い：「新設合併」の場合

区 分		選 挙 委 員			選 任 委 員	
		選出方法等	定 数	任 期		
合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合		原 則	新たに選挙	条例で定める数	3年	新たに選任
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を 超えるときは、選挙 委員全員で互選	協議により80を超 えず10を下らない 範囲で定めた数	合併後1年を超 えない範囲で協 議で定める期間	新たに選任
合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合 区域面積 24,000ha超 又は農地面積 7,000ha超の 場合のみ	従前の区域 と異なった 区域ごとに 委員会を置 く場合	原 則	委員会ごとに選挙	委員会ごとに条例 で定める数	3年	新たに選任
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を 超えるときは、選挙 委員全員で互選	協議により委員会 ごとに80を超えず 10を下らない範囲 で定めた数	合併後1年を超 えない範囲で協 議して定める期 間	新たに選任
	従前の区域 ごとに委員 会を置く場 合	特 例	従前の市町村の委員 は、それぞれ新委員 会の委員となって存 続	従前の定数	従前の各委員会 の委員の残任期 間	従前の市町村の 委員は、それぞ れ新委員会の委 員となって存続

表3 市町村合併に伴う農業委員会の取扱い：「編入合併」の場合

区 分		選 挙 委 員			選 任 委 員	
		選出方法等	定 数	任 期		
合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合		原 則	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職	編入した市町村の 従前の定数	編入した市町村 の従前の委員の 残任期間	編入した市町村 の委員は存続 編入された市町 村の委員は失職
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を 超えるときは、選挙 委員全員で互選	編入した市町村の 従前の定数+協議 により40を超えな い範囲で定めた数	編入した市町村 の従前の委員の 残任期間	編入した市町村 の委員は存続 編入された市町 村の委員は失職
合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合 区域面積 24,000ha超 又は農地面積 7,000ha超の 場合のみ	従前の区域 と異なった 区域ごとに 委員会を置 く場合	原 則	委員会ごとに選挙	委員会ごとに条例 で定める数	3年	新たに選任
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を 超えるときは、選挙 委員全員で互選	協議により委員会 ごとに80を超えず 10を下らない範囲 で定めた数	合併後1年を超 えない範囲で協 議して定める期 間	新たに選任
	従前の区域 ごとに委員 会を置く場 合	特 例	従前の市町村の委員 は、それぞれ新委員 会の委員となって存 続	従前の定数	従前の各委員会 の委員の残任期 間	従前の市町村の 委員は、それぞ れ新委員会の委 員となって存続

⑧ 地方税の取扱いに関すること

地方税の不均一課税

Q 地方税に差がある場合はどう調整するのですか。

A 合併特例法第10条の規定により、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができることとされています。この場合、合併市町村が不均一課税を実施する内容の税条例改正等の手続を行う必要があります。

【例】

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、市町村合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3カ年度は不均一課税を実施する。

現行の地方税法上市町村が課することができる税

市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と都市計画税、入湯税、国民健康保険税、事業所税などの目的税があります。

その適用税率については、税目によって、標準税率、制限税率、一定税率、任意税率というように税率のしくみが異なります。

⑩ 一般職の職員の身分の取扱いに関すること

一般職員の身分の取扱い

Q 一般職の職員の身分は合併後において編入合併と新設合併でどう異なるのですか。

A 「編入合併における編入する市町村」においては、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格がそのまま存続するため、当該職員は失職せず、通常は手当の必要はありません。これに反して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなります。

しかし、合併特例法第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定めているため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、編入した市町村長、又は、新設合併における市町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令を交付することになります。

また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市町村発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないよう取決めを行うことが適当です。

⑫ 地域審議会の取扱いに関すること

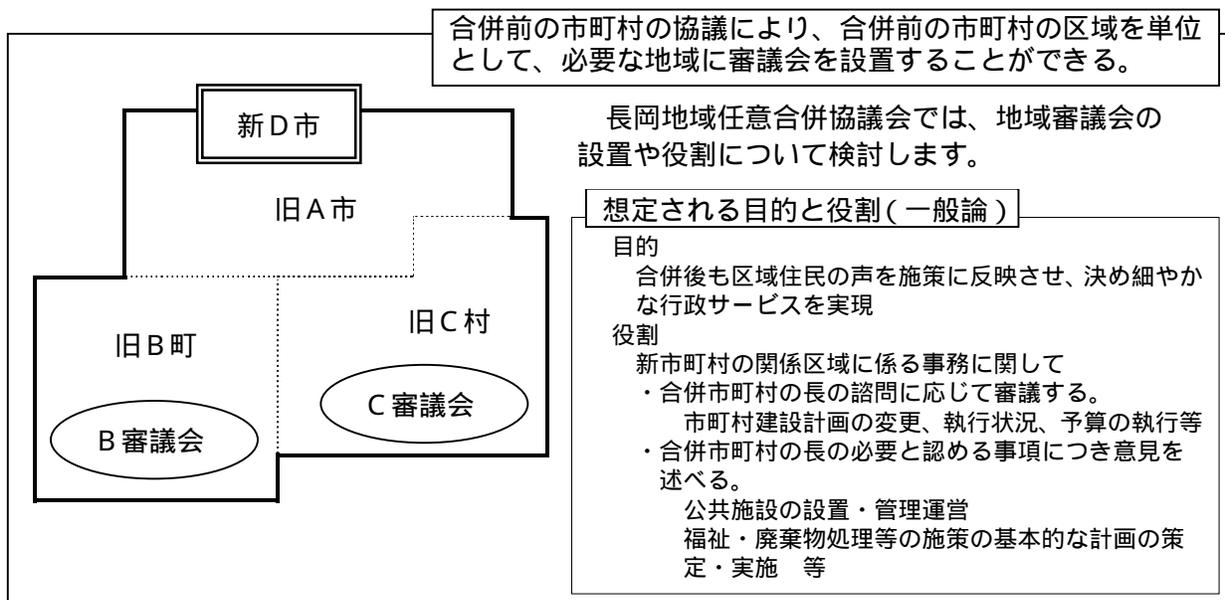
地域審議会

Q 地域審議会とはなんですか。

A 合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映できにくくなるという意見があり、このことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに応じて、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成11年の法改正により地域審議会制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村（旧市町村）の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関です。したがって、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

また、地域審議会は、条例により設置することになりますが、その設置にあたっては、合併前に合併関係市町村の協議により定めるものとし、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。



地域審議会の設置は、すべての市町村に置かなければならないものでもなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。また、地域審議会の特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議において期限を定めて設置されることとされていますが、期限を定めるにあたっては市町村建設計画の期間（例えば10年）なども考慮されることが必要です。

3 その他

⑤ 財産の取扱いに関すること

合併後の財産

Q 合併関係市町村が所有する財産の取扱いはどうなりますか？

A 合併後の市町村の一体性の観点から、合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新たな市町村に引き継ぐ場合が多いです。公の施設を共有して使用できることは、住民にとっては大きなメリットとなります。
また、従来の財産区有財産の取扱いについても協議する必要があります。

正の財産

合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物、債権等）は新たに引継ぐのが通例ですが、合併市町村の中に、その財産を新たに市町村に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく財産区を設置することも可能です。

負の財産

市町村財政の逼迫とともに、合併に際して負債等の処理が問題となる可能性があります。この場合、市町村自身の負債だけでなく、広域連合、一部事務組合、公営企業、公営競技、三公社、第三セクター、外郭団体等の負債も合わせて莫大なものになるおそれもないわけではありません。また、合併に伴い広域連合や一部事務組合が解散（消滅）する場合には、これらの負債を新市町村自身の負債として計上する必要があります。

合併に当たっては、合併関係市町村の財政状況をそれぞれが把握すべきことは当然であり、できるだけ早期の段階でこれを前面的に開陳し、当該状況を踏まえた合併論議を行うものであったにせよ、一方で新市町村における基金積立額の減少、合併後の市町村の財政状況に影響を与える場合がありますから、他の合併関係市町村に周知の上行う必要があります。

⑨ 特別職の身分の取扱いに関すること

特別職の身分の取扱い

Q 合併後、いままでの特別職はどうなるのですか。

A 編入合併の場合は、編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全員失職することになります。

新設合併の場合、合併関係市町村はすべて廃止されますので、それに伴い合併関係市町村の三役は当然に失職することとなります。

しかしながら、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、これら特別職の職員を、新市町村において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付ける事例があります。この場合、参与等の特別職を設置条例により制定する場合があります。

三役及び教育長に関する実際の合併後の例は、次の通りです。

市町村名	合併	旧市町村名	旧役職	取扱い	任期	根拠	備考	
篠山市	新設	篠山町	町長	市長	4年	市長選		
			助役	退職			市会議員選立候補	
			収入役	助役	4年		助役2名制	
			教育長	退職				
		西紀町	町長	退職				市相談役・名誉職
			助役	企業管理者	4年	条例改正		
			収入役	退職				
			教育長	退職				丹南町との共同設置
		丹南町	町長	退職				市相談役・名誉職
			助役	退職				市会議員選立候補
			収入役	収入役	4年	任命		
			教育長					
		今田町	町長	助役	4年	任命		助役2名制
			助役	退職				
			収入役					合併前は助役が兼務
			教育長	退職				
新潟市	編入	新潟市	町長	変更なし				
			助役					
			収入役					
			教育長					
		黒埼町	町長	特別参与	議員の残任期間まで	条例制定	黒埼地区における市制の調整及び意見具申	
			助役	参与	議員の残任期間まで	任命		
			収入役					
			教育長	参与	議員の残任期間まで	任命		

⑪ 組織機構及び支所に関すること

組織機構及び支所

Q 新市の組織機構及び支所の業務等の取扱いはどうなりますか？

A 整備方針

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があり、当該合併市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市町村の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当です。

編入合併の場合は、編入をする市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い円滑に事務引継ぎができるよう、措置が必要です。

本庁組織

地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めることになる。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に留意しつつ、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないようにする必要がある。

出先機関

合併にあたって、これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」とことと定められている。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の市役所（町村役場）を支所又は出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

附属機関

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、特に編入合併の場合、附属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

【例】

新潟市

黒埼町に置かれている附属機関は廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実情に応じた適切な措置を講ずることとした。

⑬ 条例・規則等の取扱いに関すること

条例、規則の取扱い

Q 合併後の条例、規則の取扱いはどうなるのでしょうか。

A 「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該条例、規則等は失効せず、通常は手当の必要はありません。

これに対して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなります。

なお、条例、規則等の整備については、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立先行するものではありません

新設合併

合併時に即時施行を必要とする事務事業については、合併時まで策定することとし、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に必要な条例、規則等については、合併後速やかに制定することとなります。

調整手順としては、事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、根拠法令に基づき条例、規則を制定します。

【例】

あきる野市

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例による。
- (2) 双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずる。

使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行う。

編入合併

編入する市町村は、合併協議会によって定めた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理（税の不均一課税等）、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例等の整備等を行うこととなります。

【例】

新潟市

基本的に新潟市に合わせたが、税等の経過措置の取扱い及び黒埼町の固有施設設置条例等は新規に制定された。

潮来市

潮来町の条例・規則を適用。

ただし、牛堀町のみ適用のある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。

各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行う。

⑭ 一部事務組合等の取扱いに関すること

合併に伴う一部事務組合の取扱い

Q 合併に伴い一部事務組合については、どのようになりますか。

A 現在、事務事業の効率的な執行のために、ごみ処理や消防などのように一部事務組合を設立して対応してきたものがいくつかあります。合併するにあたっては、これら一部事務組合等をどのように調整するのが、問題になります。

長岡地域任意合併協議会では、研究会で報告された次のような方針にもとづいて、調整を行います。

調整方針

他地域との調整が不要な一部事務組合

長岡地域任意合併協議会を構成する8市町村のなかで一部事務組合を構成しているもの

長岡地区衛生処理組合、小国町・越路町水道企業団

→ 組合を解散し、事務・財産・職員を新市に引き継ぐ

他地域との調整が必要な一部事務組合

長岡地域任意合併協議会を構成する8市町村が構成市町村以外の市町村との間で一部事務組合を構成しているもの

長岡地域広域行政組合、与板郷消防・斎場事務組合
小千谷地域広域事務組合、三島郡清掃センター組合など

→ 組合の規約を変更し、新市で一部事務組合を構成し事務を処理する

→ 組合を解散し、新市で他地域と事務の受委託を行う

合併の枠組みが確定した段階で、他地域との具体的な対応方法について協議を開始することになります。

⑮ 使用料・手数料の取扱いに関すること

使用料・手数料の調整

Q 使用料や手数料は、どのように調整するのですか。

A 住民生活に影響を及ぼさないよう十分検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することになります。

なお、使用料や手数料は、その性質によって概ね次のように区分することができます。

体育施設、文化施設、公民館などの施設等の使用料

各種証明や認定等の手数料

上・下水道事業、ガス事業関係など、独立採算を原則としている使用料や手数料

このような性質を考慮しながら、それぞれの使用料・手数料の調整を行う必要があります。

他の協議会等の事例を見ると、及び については、「使用料・手数料等の取扱いに関すること」として一括して扱い、 については「各種事務事業の取扱いに関すること」として個別に検討・調整しているものが多くあります。

⑯ 公共的団体等の取扱いに関すること

公共的団体等の取扱い

Q 公共的団体等とは何ですか。

A 公共的団体等とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合、その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否を問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものです。

合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存在することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしています。

⑰ 町名・字名の取扱いに関すること

町又は字の名称変更

Q 合併に伴って、合併前の市町村の町名及び字名を変更しようとする場合、どのような手続きが必要となりますか。また、合併施行日と同日で変更することはできますか。

A 地方自治法第260条では、市町村の区域内的の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないとされています。

「町若しくは字の区域をあらたに画し」とは、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれるので、町村合併により設置された町又は村において、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできます（昭和30年12月6日行政実例）。「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されています（昭和23年8月9日行政実例）。

また、市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、本条の手続きは必要ありません（昭和30年3月30日行政実例）。

【例】

新潟市

- ・「黒埼町ときめき東」を「新潟市ときめき東」とする場合は、手続き不要。
なお、「大字」を単に「」と変更するなど「大字」や「小字」を表示しないこととする場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、本条、の必要があります。
- ・「黒埼町大字善久」を「新潟市善久」とする場合は、手続きが必要。

なお、合併の施行日と同日で変更するためには、この処分は新市で行うべきものですので、編入合併と新設合併の場合により以下のような手続きとなります。

〔編入合併の場合〕

廃置分合の効力が発生（官報告示）した後、合併施行日までの間に、編入する市町村において行うこととなります。

【例】

新潟市〔黒埼町との合併（平成13年1月1日）の場合〕

廃置分合の官報告示	平成12年8月29日
旧黒埼町区域の町字名変更について新潟市長からの届出	平成12年11月14日
〃	平成12年12月8日
新潟市・黒埼町の合併施行	平成13年1月1日

〔新設合併の場合〕

合併の施行日に市町村長の職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日に知事へ届け出ます。効力発生要件である知事の告示は、事前の十分な連携の下、同日で行うこととなります。

⑱ 各種団体への補助金・交付金の取扱いに関すること

各種団体への補助金・交付金の取扱い

Q 補助金等は、どのように調整するのですか。

A 新市町村の政策や財政、旧市町村の経緯実情を考慮しながら、調整を行います。

市町村は、各種団体に関して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っています。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容と、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、新市町村の財政状況はどうか、合併協議の際に合併関係市町村が十分実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが適当と思われれます。

なお、補助金等は、その性質によって概ね次のように区分することができます。

各種団体に対して、運営費の補助等として交付している運営費補助金
施設の整備や特定の活動等を行う場合に交付する事業費補助金

このような性質を考慮しながら、それぞれの補助金等の調整を行う必要があります。

他の協議会等の事例を見ると、 については、「各種団体への補助金・交付金」として一括して扱い、 については個別に「各種事務事業の取扱いに関すること」として個別に検討・調整しているものが多くあります。

【例】

熊本市

町の従来からの経緯・実情に配慮しつつ、予算措置の段階で検討することとした。

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失ないように調整する。

潮来市

従来からの経緯、実情に配慮しつつ、概ね以下のように調整を図るものとした。

- 1、両町で同一又は同種の制度については、原則として、潮来町の補助制度に統一
- 2、両町単独の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおり
- 3、整理統合できる補助制度については、廃止

⑱ 慣行の取扱いに関すること

慣行の取扱い

Q 「慣行」とは何ですか。

A 市町村章、市町村民憲章、市町村の花、木、鳥、歌や市町村の行事のこといいます。

それぞれ、新市町村のシンボルとなるものですから、できるだけ早く統一することが適当と思われます。

市町村章

旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合は、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

【例】

潮来市 当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定することとした。

西東京市 市章については、新市において調整することとした。

市町村の花、木、鳥、歌等

旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合は、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

【例】

新潟市 新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。

潮来市 当面、潮来町の花、木、鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花、木、鳥を制定することとした。

市町村の憲章、宣言

旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合は、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

【例】

新潟市 新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していくこととした。

潮来市 当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定することとした。

西東京市 市民憲章、高齢者宣言、都市宣言については新市において調整することとした。

市町村の行事

地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、その地域でしっかりと受け継いでいくべきものです。一方、新市町村の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することが適当と思われます。

【例】

新潟市 成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初式は別途実施することとした。

さいたま市 旧市のおどりについては、現行のとおりとした。